

新潟県クリーニング業法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月15日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第63号

新潟県クリーニング業法施行細則等の一部を改正する規則
(新潟県クリーニング業法施行細則の一部改正)

第1条 新潟県クリーニング業法施行細則(昭和41年新潟県規則第14号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前																								
<p>別記</p> <p>第1号様式(第2条関係)</p> <p>(表)</p> <p>クリーニング所開設届</p> <p>(略)</p> <table border="1"><tr><td>(略)</td><td>※業務従事者数</td></tr><tr><td>※営業形態 (○で囲む。)</td><td></td></tr><tr><td>※指定洗濯物の取扱いの有無 (○で囲む。)</td><td></td></tr></table> <p>添付書類</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 <u>クリーニング業法施行規則第1条の3第1項ただし書の規定の適用を受ける場合は、当該営業を譲り受けたことを証する書類</u></p> <p>(裏)</p> <table border="1"><tr><td>※クリーニング師</td><td>(略)</td></tr><tr><td>※構造</td><td></td></tr><tr><td>※設備</td><td></td></tr></table> <p>備考</p> <p>1 <u>必要に応じて別葉とすること。</u></p> <p>2 <u>クリーニング業法施行規則第1条の3第1項ただし書の規定の適用を受ける場合は、※印欄の記載並びに添付書類の1、2及び4の添付を省略することができる(記載事項又は添付書類の内容に変更がないものに限る。)</u></p>	(略)	※業務従事者数	※営業形態 (○で囲む。)		※指定洗濯物の取扱いの有無 (○で囲む。)		※クリーニング師	(略)	※構造		※設備		<p>別記</p> <p>第1号様式(第2条関係)</p> <p>(表)</p> <p>クリーニング所開設届</p> <p>(略)</p> <table border="1"><tr><td>(略)</td><td>業務従事者数</td></tr><tr><td>営業形態 (○で囲む。)</td><td></td></tr><tr><td>指定洗濯物の取扱いの有無 (○で囲む。)</td><td></td></tr></table> <p>添付書類</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(裏)</p> <table border="1"><tr><td>クリーニング師</td><td>(略)</td></tr><tr><td>構造</td><td></td></tr><tr><td>設備</td><td></td></tr></table>	(略)	業務従事者数	営業形態 (○で囲む。)		指定洗濯物の取扱いの有無 (○で囲む。)		クリーニング師	(略)	構造		設備	
(略)	※業務従事者数																								
※営業形態 (○で囲む。)																									
※指定洗濯物の取扱いの有無 (○で囲む。)																									
※クリーニング師	(略)																								
※構造																									
※設備																									
(略)	業務従事者数																								
営業形態 (○で囲む。)																									
指定洗濯物の取扱いの有無 (○で囲む。)																									
クリーニング師	(略)																								
構造																									
設備																									

第1号様式の2 (第2条関係)

(表)

無店舗取次店営業届

(略)

(略)	※営業 区域	※業務従事者数
※指定洗濯物の 取扱いの有無 (○で囲む。)		

添付書類

1～3 (略)

4 クリーニング業法施行規則第1条の3第2項ただし書の規定の適用を受ける場合は、当該営業を譲り受けたことを証する書類

(裏)

(略)	※構造の概要
	※構造の概要
※ ク リ ー ニ ン グ 師	

備考

- 1 必要に応じて別葉とすること。
- 2 クリーニング業法施行規則第1条の3第2項ただし書の規定の適用を受ける場合は、※印欄の記載並びに添付書類の1及び3の添付を省略することができる(記載事項又は添付書類の内容に変更がないものに限る。)

第3号様式の2 (第3条の2関係)

相続による地位承継届出書

(略)

添付書類

- 1 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し

2・3 (略)

(新潟県理容師法施行細則の一部改正)

備考 必要に応じて別葉とすること。

第1号様式の2 (第2条関係)

(表)

無店舗取次店営業届

(略)

(略)	営業 区域	業務従事者数
指定洗濯物の取 扱いの有無(○ で囲む。)		

添付書類

1～3 (略)

(裏)

(略)	構造の概要
	構造の概要
ク リ ー ニ ン グ 師	

備考 必要に応じて別葉とすること。

第3号様式の2 (第3条の2関係)

相続による地位承継届出書

(略)

添付書類

- 1 戸籍謄本

2・3 (略)

第2条 新潟県理容師法施行細則（昭和42年新潟県規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																				
<p>第22号様式（第26条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <p style="text-align: center;">理容所開設届</p> <p>（略）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※管理 理容師</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">※管理理容師 以外の従業者</td> <td style="width: 85%;">（略）</td> </tr> <tr> <td>※構造設備の 概要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※理容所と同 一の場所で開 設する美容所</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1・2 （略）</p> <p><u>3 理容師法施行規則第19条第1項ただし書、 第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の 適用を受ける場合は、※印欄の記載並びに添 付書類の1から3まで及び5の添付を省略す ることができる（記載事項又は添付書類の内 容に変更がないものに限る。）。</u></p> <p>添付書類</p> <p>1～5 （略）</p> <p><u>6 理容師法施行規則第19条第1項ただし書、 第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の 適用を受ける場合は、当該営業を譲り受けた ことを証する書類</u></p> <p>第24号様式の2（第29条の2関係）</p> <p style="text-align: center;">相続による地位承継届出書</p> <p>（略）</p> <p>添付書類</p> <p>1 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法 務省令第18号）第247条第5項の規定により交 付を受けた同条第1項に規定する法定相続情 報一覧図の写し</p> <p>2 （略）</p>	（略）		※管理 理容師		※管理理容師 以外の従業者	（略）	※構造設備の 概要		※理容所と同 一の場所で開 設する美容所		<p>第22号様式（第26条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <p style="text-align: center;">理容所開設届</p> <p>（略）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管 理 理容師</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">管理理容師以 外の従業者</td> <td style="width: 85%;">（略）</td> </tr> <tr> <td>構造設備の概 要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>理容所と同一 の場所で開設 する美容所</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1・2 （略）</p> <p>添付書類</p> <p>1～5 （略）</p> <p>第24号様式の2（第29条の2関係）</p> <p style="text-align: center;">相続による地位承継届出書</p> <p>（略）</p> <p>添付書類</p> <p>1 戸籍謄本</p> <p>2 （略）</p>	（略）		管 理 理容師		管理理容師以 外の従業者	（略）	構造設備の概 要		理容所と同一 の場所で開設 する美容所	
（略）																					
※管理 理容師																					
※管理理容師 以外の従業者	（略）																				
※構造設備の 概要																					
※理容所と同 一の場所で開 設する美容所																					
（略）																					
管 理 理容師																					
管理理容師以 外の従業者	（略）																				
構造設備の概 要																					
理容所と同一 の場所で開設 する美容所																					

（新潟県美容師法施行細則の一部改正）

第3条 新潟県美容師法施行細則（昭和42年新潟県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第22号様式（第26条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <p style="text-align: center;">美容所開設届</p>	<p>第22号様式（第26条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <p style="text-align: center;">美容所開設届</p>

<p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※管理美容師</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">※管理美容師以外の従業者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>※構造設備の概要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※美容所と同一の場所で開設する理容所</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>美容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受ける場合は、※印欄の記載並びに添付書類の1から3まで及び5の添付を省略することができる(記載事項又は添付書類の内容に変更がないものに限る。)</u>。</p> <p>添付書類</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 <u>美容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受ける場合は、当該営業を譲り受けたことを証する書類</u></p> <p>第24号様式の2 (第29条の2関係) 相続による地位承継届出書</p> <p>(略)</p> <p>添付書類</p> <p>1 <u>戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し</u></p> <p>2 (略)</p>	(略)		※管理美容師		※管理美容師以外の従業者	(略)	※構造設備の概要		※美容所と同一の場所で開設する理容所		<p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理美容師</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">管理美容師以外の従業者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>構造設備の概要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>美容所と同一の場所で開設する理容所</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1・2 (略)</p> <p>添付書類</p> <p>1～5 (略)</p> <p>第24号様式の2 (第29条の2関係) 相続による地位承継届出書</p> <p>(略)</p> <p>添付書類</p> <p>1 戸籍謄本</p> <p>2 (略)</p>	(略)		管理美容師		管理美容師以外の従業者	(略)	構造設備の概要		美容所と同一の場所で開設する理容所	
(略)																					
※管理美容師																					
※管理美容師以外の従業者	(略)																				
※構造設備の概要																					
※美容所と同一の場所で開設する理容所																					
(略)																					
管理美容師																					
管理美容師以外の従業者	(略)																				
構造設備の概要																					
美容所と同一の場所で開設する理容所																					

(新潟県食品衛生条例施行規則の一部改正)

第4条 新潟県食品衛生条例施行規則(昭和43年新潟県規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。)を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(許可申請)</p> <p>第3条 条例第2条第1項の規定により営業の許可を受けようとする者は、知事に次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。<u>ただし、条例第2条第1項の許可を受けた者(以下「許可営業者」という。)</u>が当該営業を譲渡したときは、<u>当該営業を譲り受けた者は、第5号に掲げる事項</u></p>	<p>(許可申請)</p> <p>第3条 条例第2条第1項の規定により営業の許可を受けようとする者は、知事に次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p>

に変更がない場合において、同号に掲げる事項の記載を省略することができる。

(1)～(6) (略)

(7) ただし書の規定の適用を受ける場合は、当該営業を譲り受けたことを証する旨

2 許可営業者が、許可の有効期間満了に際し引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合にあっては、前項の規定にかかわらず、知事に次に掲げる事項を記載した申請書を提出するものとする。

(1)・(2) (略)

3 (略)

(相続による承継の届出)

第3条の2 (略)

2 前項に規定する届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し

(2) (略)

3 (略)

別記

第1号様式（第3条関係）

食品営業許可申請書

(略)

添付書類

1・2 (略)

3 新潟県食品衛生条例施行規則第3条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合は、当該営業を譲り受けたことを証する書類

注 1 ※印欄は、継続許可申請の場合又は新潟県食品衛生条例施行規則第3条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合は記載を要しないこと。

2・3 (略)

4 新潟県食品衛生条例施行規則第3条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合は、添付書類の1及び2の添付を省略することができる（内容に変更がないものに限る。）。

第1号様式の2（第3条の2関係）

相続による地位承継届出書

(略)

添付書類

1 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情

(1)～(6) (略)

2 条例第2条第1項の許可を受けた者（以下「許可営業者」という。）が、許可の有効期間満了に際し引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合にあっては、前項の規定にかかわらず、知事に次に掲げる事項を記載した申請書を提出するものとする。

(1)・(2) (略)

3 (略)

(相続による承継の届出)

第3条の2 (略)

2 前項に規定する届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 戸籍謄本

(2) (略)

3 (略)

別記

第1号様式（第3条関係）

食品営業許可申請書

(略)

添付書類

1・2 (略)

注 1 ※印欄は、継続許可申請の場合は記載を要しないこと。

2・3 (略)

第1号様式の2（第3条の2関係）

相続による地位承継届出書

(略)

添付書類

1 戸籍謄本

報一覧図の写し 2 (略)	2 (略)
------------------	-------

(新潟県食品衛生法施行細則の一部改正)

第5条 新潟県食品衛生法施行細則（昭和48年新潟県規則第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>第6号様式（第11条関係） 食品営業許可申請書 (略) 添付書類 1・2 (略) <u>3 食品衛生法施行規則第67条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合は、当該営業を譲り受けたことを証する書類</u> 注 1 ※印欄は、継続許可申請の場合又は食品衛生法施行規則第67条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合は記載を要しないこと。 2・3 (略) <u>4 食品衛生法施行規則第67条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合は、添付書類の1及び2の添付を省略することができる（内容に変更がないものに限る。）。</u></p> <p>第7号様式（第12条関係） 相続による地位承継届出書 (略) 添付書類 1 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し 2 (略)</p>	<p>第6号様式（第11条関係） 食品営業許可申請書 (略) 添付書類 1・2 (略) 注 1 ※印欄は、継続許可申請の場合は記載を要しないこと。 2・3 (略)</p> <p>第7号様式（第12条関係） 相続による地位承継届出書 (略) 添付書類 1 戸籍謄本 2 (略)</p>

(新潟県旅館業法施行細則の一部改正)

第6条 新潟県旅館業法施行細則（昭和50年新潟県規則第72号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>別記 第1号様式（第2条関係） 旅館業許可申請書 (略) (略) <u>※ 営 業 の 種 別</u></p> <p>※旅館業の施設が旅館業法施行規則第5条第1項に該当するときはその区分 (略)</p> <p>※旅館業の施設が旅館業法施行規則第5条第1</p>	<p>別記 第1号様式（第2条関係） 旅館業許可申請書 (略) (略) 営 業 の 種 別</p> <p>旅館業の施設が旅館業法施行規則第5条第1項に該当するときはその区分 (略)</p> <p>旅館業の施設が旅館業法施行規則第5条第1項</p>

項第1号又は第3号に該当する場合		第1号又は第3号に該当する場合	旅館業の施設が旅館業法施行規則第5条第1項第4号に該当する場合
注 1・2 (略) <u>3 旅館業法施行規則第1条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合は、※印欄の記載及び添付書類の1の添付を省略することができる(記載事項又は添付書類の内容に変更がないものに限る。)</u>		注 1・2 (略)	
※ 旅館業の施設の構造設備	(略)	旅館業の施設の構造設備	(略)
(略) 添付書類 1～3 (略) <u>4 旅館業法施行規則第1条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合は、当該営業を譲り受けたことを証する書類</u> (略)		(略) 添付書類 1～3 (略) (略)	
第3号様式 (第2条関係) 旅館業承継承認申請書 (略) (添付書類) 1 戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し 2 (略)		第3号様式 (第2条関係) 旅館業承継承認申請書 (略) (添付書類) 1 戸籍謄本 2 (略)	

(新潟県興行場法施行細則の一部改正)

第7条 新潟県興行場法施行細則(昭和59年新潟県規則第89号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改	正	後	改	正	前
---	---	---	---	---	---

別記

第1号様式（第2条関係）

（表）

興行場（常設）営業許可申請書

（略）

（略）			
※建築基準法の検査済証			
※敷地	（略）	※建物	

添付書類

- 1・2 （略）
- 3 営業者から当該営業を譲り受けた者は、当該営業を譲り受けたことを証する書類

（裏）

※興行場の構造設備の概要			
（略）			

備考 営業者から当該営業を譲り受けた者は、※印欄の記載並びに添付書類の1及び2の添付を省略することができる（記載事項又は添付書類の内容に変更がないものに限る。）。

第3号様式（第3条関係）

興行場営業承継届出書

（略）

（添付書類）

- 1 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 2 （略）

別記

第1号様式（第2条関係）

（表）

興行場（常設）営業許可申請書

（略）

（略）			
建築基準法の検査済証			
敷地	（略）	建物	

添付書類

- 1・2 （略）
- 3 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の写し
- 4 消防用設備等についての証明書

（裏）

興行場の構造設備の概要			
（略）			

第3号様式（第3条関係）

興行場営業承継届出書

（略）

（添付書類）

- 1 戸籍謄本
- 2 （略）

（新潟県公衆浴場法等施行細則の一部改正）

第8条 新潟県公衆浴場法等施行細則（平成4年新潟県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別記				別記			
第1号様式（第2条関係）				第1号様式（第2条関係）			
（表）				（表）			
公衆浴場営業許可申請書				公衆浴場営業許可申請書			
（略）				（略）			
（略）				（略）			
※種類				種類			
※一般公衆浴場にあつては最寄りの公衆浴場の名称及び直線距離				一般公衆浴場にあつては最寄りの公衆浴場の名称及び直線距離			
※営業時間				営業時間		入浴料金	

注 1 公衆浴場の種類の欄には、温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした浴用剤等を使用する公衆浴場にあつてはその物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能を、温泉を利用する公衆浴場にあつてはその泉質を〔 〕内に付記すること。

2 公衆浴場法施行規則第1条ただし書の規定の適用を受ける場合は、※印欄の記載並びに添付書類の1及び2の添付を省略することができる（記載事項又は添付書類の内容に変更がないものに限る。）。

添付書類

1・2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 公衆浴場法施行規則第1条ただし書の規定の適用を受ける場合は、当該営業を譲り受けたことを証する書類

(裏)

※営業施設の構造設備の概要

(略)

第2号様式（第3条関係）

公衆浴場営業承継届出書

(略)

添付書類

1 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し

2 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

注 公衆浴場の種類の欄には、温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした浴用剤等を使用する公衆浴場にあつてはその物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能を、温泉を利用する公衆浴場にあつてはその泉質を〔 〕内に付記すること。

添付書類

1・2 (略)

3 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の写し

4 消防用設備等についての証明書

5 (略)

6 (略)

(裏)

営業施設の構造設備の概要

(略)

第2号様式（第3条関係）

公衆浴場営業承継届出書

(略)

添付書類

1 戸籍謄本

2 (略)